

## 「川崎市私道舗装助成制度」のよくある質問 Q&A

川崎市建設緑政局道路河川整備部道路施設課

### ■制度概要について

Q 1 制度の概要について教えてください。

A 1 私道舗装助成金支給制度は、一般の通行に用いられており、他方、用地の関係や構造的な問題等により、公道とすることが困難な私道を舗装するとき、または舗装道路や階段道路を補修するときに助成金を支給する制度です。

### ■パンフレット等資料について

Q 2 私道舗装助成制度について、パンフレット等をお願いしたいのですが。

A 2 各区役所道路公園センターでお受け取りいただくか、もしくは市ホームページでダウンロードすることも可能です（市トップページで『私道舗装』で検索できます）。関連する資料としては、以下の資料があります。

(1)パンフレット『私道舗装助成制度について』

<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/28-6-8-3-0-0-0-0-0-0.html>

(2)川崎市私道舗装助成金支給規則

<http://www.city.kawasaki.jp/templates/outline/530/0000068218.html>

(3)川崎市私道舗装助成金支給要領

<http://www.city.kawasaki.jp/templates/outline/530/0000008313.html>

### ■申請問合せ先について

Q 3 申請手続きは、どこで行うことになりますか。問合せ先を教えてください。

A 3 各区役所道路公園センターで受付します。

名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号 (市外局番 044)
川崎区役所道路公園センター	210-0834	川崎区大島1丁目25番10号	244-3206
幸区役所道路公園センター	212-0053	幸区下平間357番地3	544-5500
中原区役所道路公園センター	211-0041	中原区下小田中2丁目9番1号	788-2311
高津区役所道路公園センター	213-0001	高津区溝口5丁目15番7号	833-1221
宮前区役所道路公園センター	216-0003	宮前区有馬2丁目6番4号	877-1661
多摩区役所道路公園センター	214-0008	多摩区菅北浦4丁目11番20号	946-0044
麻生区役所道路公園センター	215-0026	麻生区古沢120番地	954-0505

■助成基準について

Q 4 助成の対象となる工事について教えてください。

A 4 舗装新設工事、舗装補修工事、階段補修工事が対象となっています。

- (1) 舗装新設工事（私道の建設工事の完了後5年以上経過しているもの）
- (2) 舗装補修工事（私道の舗装工事の完了後5年以上経過しているもの）
- (3) 階段補修工事（私道の階段建設工事の完了後5年以上経過しているもの）

※ただし、舗装補修工事及び階段補修工事については老朽化が著しく補修を要するものに限りです。

Q 5 助成の基準について教えてください。

A 5 舗装新設工事、舗装補修工事、階段補修工事すべてに共通で、以下の基準が設定されています。

- (1) 現在、一般の人達が当該私道を利用しており助成工事完了後も引き続き利用できること。
- (2) 私道の幅員が1.8メートル以上であること。
- (3) 私道の両端が原則として公道に接続していること。または公道に接続した行き止まり道路で5世帯以上が利用していること。
- (4) 私道の所有者及び私道に接する家屋の居住者等の関係者総意による工事施行の要望があること。

Q 6 共同住宅に多くの世帯が入っていますが、世帯の数を教えてください。

A 6 人が居住地または勤務地として利用している建物ひとつを1世帯と数えます。アパート等の共同住宅については、建物ひとつを1世帯と数えます。

Q 7 駐車場として利用している土地がありますが、世帯として数えられますか。

A 7 人が居住地または勤務地として利用している建物ひとつを1世帯と数えます。駐車場については、数えられません。

Q 8 側溝等の排水施設、地先境界石など構造物のみの工事でも助成の対象となりますか。

A 8 舗装新設工事、舗装補修工事、階段補修工事が助成の対象となっているため、構造物のみの工事は対象外となります。

■助成額算定について

Q 9 工事費用のすべてが、助成されますか。

A 9 舗装新設工事、舗装補修工事、階段補修工事、それぞれ助成率が設定されています。

- (1) 舗装新設工事の場合は、標準工事費の 10 分の 9 が助成されます。行き止まり道路の場合は、助成率が 10 分の 8 になります。
- (2) 舗装補修工事の場合は、標準工事費の 10 分の 7 が助成されます。
- (3) 階段補修工事の場合は、認定工事費の 10 分の 7 が助成されます。

助成対象工事に要した費用が標準工事費を下回った場合は、要した費用を基準に算定されます。現地の状況によっては、別途、地元の負担が必要となる場合があります。

■申請資料について

Q 10 申請には、どのような資料が必要ですか。

A 10 本申請の前に、事前に私道現況調書（第 1 号様式）を各区役所道路公園センターへ提出してください。私道現況調書を元に職員が現地を確認し、私道が助成の対象に該当しましたら、次の申請書を各区役所道路公園センターへ提出してください。

- (1) 私道舗装助成金支給申請書（第 1 号様式の 2）（注 1）
- (2) 委任状（第 2 号様式）（注 2）
- (3) 誓約書（第 3 号様式）（注 3）
- (4) 案内図
- (5) 平面図・断面図・構造図（注 4）
- (6) 土地所有者調書・居住者調書
- (7) 見積書（注 5）

注 1 申請者となる方は代表者として、施工業者との交渉、契約及び完成検査の立会など一連の手続きを行っていただくこととなります。

注 2 舗装要望者が署名・捺印をして申請代表者に委任します。

注 3 申請代表者が市に対して提出します。

注 4 平面図は縮尺=1/100~1/500 で延長、幅員、面積等が記入してあるもの。

注 5 道路舗装工事は専門的な技術を必要としますので、責任ある業者を選んでください。

Q 11 申請用紙は、どこでもらえますか。

A 11 各区役所道路公園センターでお受け取りいただくか、もしくは市ホームページでダウンロードすることも可能です。

<http://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000039181.html>

Q12 工事を実施した後で、申請書を提出することは可能ですか。

A12 事前に職員が現地を確認する必要があるため、工事を実施した後で申請書を受付することはできません。

■助成承認について

Q13 申請すれば、必ず助成されますか。

A13 提出された申請書を元に、私道舗装助成審査会で助成金支給承認の可否を判断することになります。助成金の支給が承認された場合は承認通知書を、また不承認となった場合は不承認通知書に理由を記して通知します。

また、私道舗装助成金支給制度の標準処理期間は、原則30日間となっております。

■工事施工者について

Q14 市が工事をしてくれるのですか。

A14 申請代表者が施工業者に直接依頼し、工事を行うこととなります。

■工事着手について

Q15 申請後の工事着手までの流れを教えてください。

A15 助成金支給承認通知書を受けてから、「工事着手届」を各区役所道路公園センターへ提出し、工事に着手することとなります。

■助成金支給について

Q16 工事完了後の助成金支給までの流れを教えてください。

A16 工事が完了しましたら、「工事完了届」等の必要書類（各区役所道路公園センターで必要書類をご説明します。）を各区役所道路公園センターに提出して、完成検査を受けていただきます。検査完了後（手直し等が生じた場合手直し工事後）、検査結果に基づき助成金支給通知書を申請代表者に送付します。その後、「請求書・支払金口座振替依頼書」に記載された振込み先へ助成金を支払います。

■維持管理について

Q17 工事が完成した後は、市で維持管理してもらえますか。

A17 助成金の支給によって施工した私道の維持管理は、当該私道の関係者で引き続き行っていただきます。

Q18 工事が完成した後、市に私道を寄付することはできますか。

A18 私道を市へ寄附する場合は、市が定める基準に適合する必要があります。詳細については、各区役所道路公園センターにお問合せください。

■委任状・誓約書について

Q19 なぜ、委任状、誓約書が必要になるのですか。

A19 私道舗装助成は、個人が所有する私道の舗装工事に対して助成を行います。工事の施工について、関係者が同意していることを確認するため、委任状を提出していただきます。また工事完了後も一般の道路利用者が私道を利用できるように委任状、誓約書を提出していただきます。

Q20 委任状が必要な範囲を教えてください。

A20 私道の土地所有者・賃借権者・地役権者、および私道に隣接している土地所有者・賃借権者・居住者から委任状をもらうようにしてください。詳細については、各区役所道路公園センターにお問合せください。

Q21 私道の所有者が亡くなっているなどの事情で、委任状をもらえない場合はどのようにしたらよいですか。

A21 原則として、私道の所有者全員の同意がない場合は助成を行うことができませんが、それぞれ事情が異なると思いますので、各区役所道路公園センターにお問合せください。